

給水装置工事の書類を 『電子申請』で提出できます！

ポイント

給水装置工事申込書などのPDFデータをWeb上の専用フォームから提出し、審査を受けることができるので水道局に来局いただく回数を減らせます。

※ 手順や流れは裏面をご覧ください。

※ 電子申請を義務付けるものではありません。

条 件

(1) 次の①～⑥すべてにあてはまるもの。

- ① 次のア～ウのいずれかに該当する新設または改造工事である。
 - ア. 2階建てまでの一般住宅
 - イ. 作業小屋、畑、ハウス、庭園、駐車場で給水用具が5栓以下
 - ウ. 1つの区画・敷地への給水管の引込みのみ施工
- ② すべて直結直圧方式による給水である。
- ③ 引込み口径や撤去口径、メーター口径がφ25以下である。
- ④ 特殊器具やスプリンクラーを設置しない。
- ⑤ 配水管の断水作業を伴わない。
- ⑥ 各関係機関との事前協議が済んでいる。

(2) 上記(1)以外で水道局と事前協議*が済んでいるもの。

*事前協議も 電子申請で

- 事前協議には専用の電子申請フォームを活用ください。
- 事前協議を済ませませんと書類を受付できないことがあります。

比 較

電子申請を利用しない

様 式

紙原本

提出方法

水道局窓口

来局回数

複数回*

*書類ごと、さらには修正がある度に水道局へ来局し、紙原本の提出が必要。

電子申請を利用する

PDFデータ*

Web上のフォーム*

最少で1回*

*審査をPDFデータで行い、竣工報告時にだけ水道局へ来局し全ての紙原本を提出する。

燕・弥彦総合事務組合 水道局 施設課 給水維持係
TEL 0256-77-9400(代表) FAX 0256-78-7680
メールアドレス suido_shisetsu@city.tsubame.lg.jp
ホームページ <http://www.tysogo.jp/suido/index.html>

*専用フォームは…

- 燕 弥彦 給水装置 で検索
- 水道局ホームページ
- 給水管などの新設、改造

手順・流れ

※必要により
事前協議

① 水道局と事前協議（事前協議が必要な場合）

協議用のフォームに入力し、協議を申し込む。

水道局で審議し、協議結果を回答

事前協議が必要な工事は表面の「条件」を参照

事前協議は来局でも可

① 記入・押印した書類のPDFデータを作成

- 給水装置工事申込書
- 給水装置工事施工等に関する委任状・同施工等の受任に関する誓約書
- 給水装置工事設計資料
 - ※ 紙原本は大切に保管しておく。
 - ※ 念書、承諾、委任、誓約等の署名・押印を忘れずに。
 - ※ 道路や河川などの占用申請書類は原本提出が必要。
(燕市管理道路の場合のみ電子申請での提出可)

※ 修正が必要な場合のみ連絡。
メール等で指示します。

② PDFデータを専用フォームから提出

必要事項を入力・選択のうえ、PDFデータを添付して送信する。

水道局がPDFデータを審査（審査完了の連絡はしません）

ここでは来局不要
(原則)

原本の提出は⑤まで不要

自主検査
施工着手

③ 記入・押印した書類のPDFデータを作成

- 給水装置工事竣工報告書
- 給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検…
 - ※ 道路や河川などの占用工事写真は原本提出が必要。

※ 修正が必要な場合はメール等で指示します。

④ PDFデータを専用フォームから提出(②と同様に)

水道局がPDFデータを審査し、メール等で完了の連絡

⑤ 記入・押印した書類の紙原本を水道局へ提出

- 給水装置工事申込書 (①で記入・押印したもの)
- 給水装置工事施工等に関する委任状・同施工等の受任に関する誓約書 (同上)
- 給水装置工事竣工報告書
- 給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検…

忘れずに!

ここで水道局へ1回来局
(原則)

給水装置工事の申込み

給水装置工事の竣工報告

※③、④は事前審査を受けるための手順なので省略可